

平成30年8月14日付け県公報第3038号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザー計測、数値撮影[デジタル]）
- 3 作業期間
変更前 平成30年7月20日から平成31年3月29日まで
変更後 平成30年7月20日から平成31年5月31日まで
- 4 作業地域
大沢川及び富士山全周